

**マービーふれあいセンター
ラウンジテナント出店者募集要項**



令和4年8月

指定管理者：公益財団法人倉敷市文化振興財団

1 募集内容について

倉敷市文化施設『マービーふれあいセンター』のラウンジへの出店者を募集します。

- (1) 飲み物等の販売
- (2) 施設利用者の利便に供するケータリングなどのサービス提供

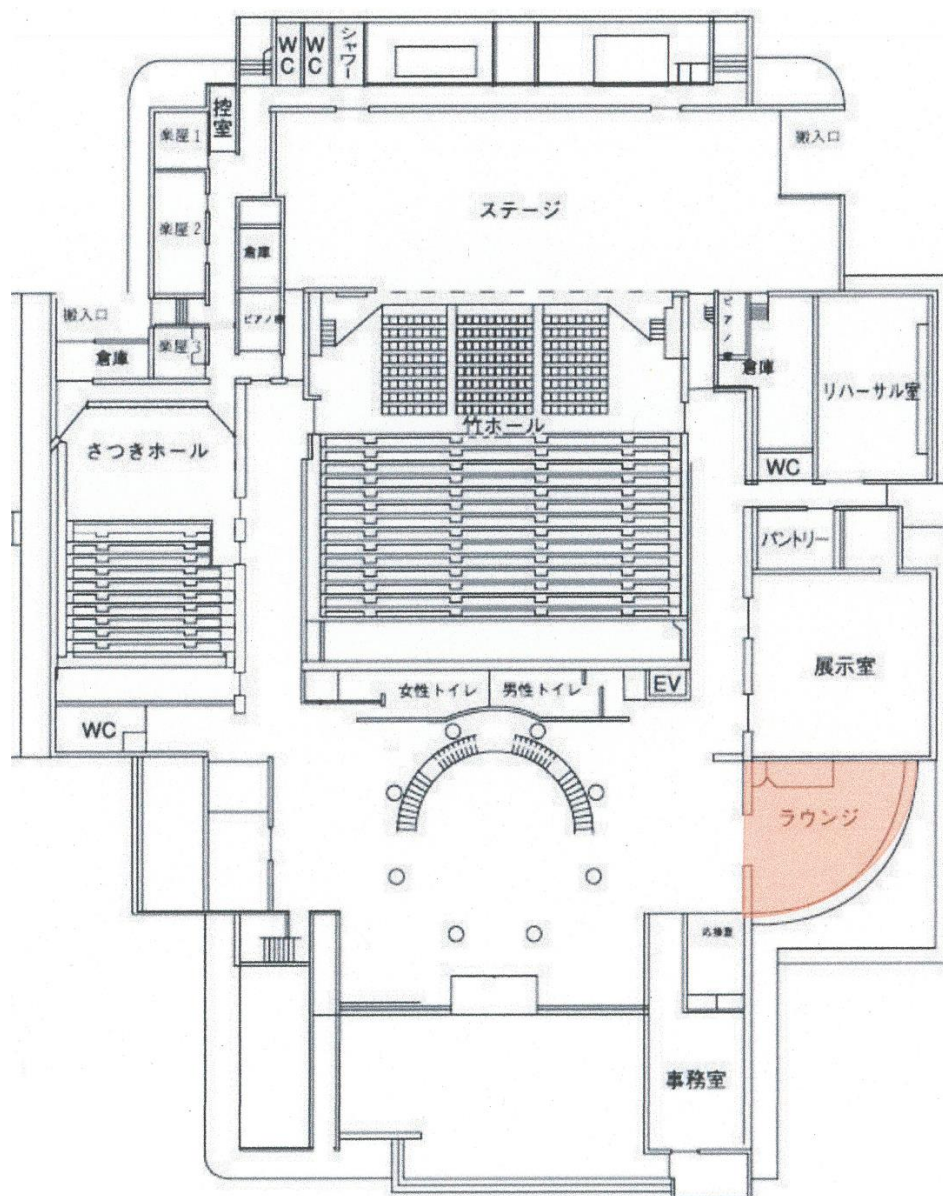
2 マービーふれあいセンター概要

- (1) 所在地 倉敷市真備町箭田40番地1
- (2) 建物 1996年完成 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建
- (3) 設置者 倉敷市
- (4) 指定管理者 公益財団法人倉敷市文化振興財団

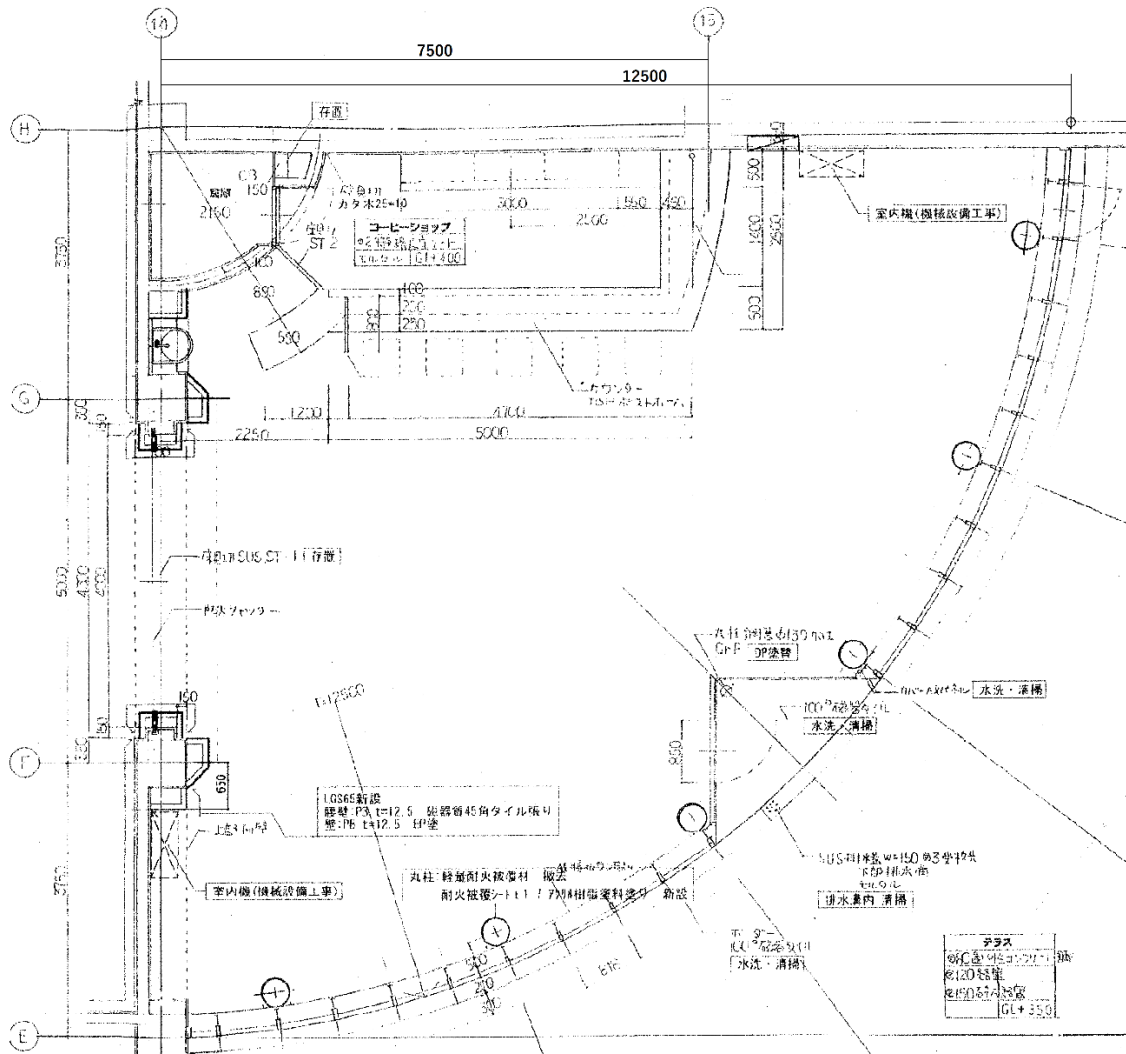
3 施設使用許可営業施設

倉敷市真備町箭田40番地1 マービーふれあいセンター ラウンジ（喫茶施設）

- (1) ラウンジ位置図 / マービーふれあいセンター1階



(2) ラウンジ平面図



4 ラウンジの概要

- (1) 場所 マービーふれあいセンター 1F
- (2) 面積 117.6㎡
- (3) 座席 テーブル：32席 カウンター：7席 計39席
- (4) 設備・備品 電気・給排水設備、空調設備、厨房機器、テーブル、椅子
- (5) 店舗内写真





5 運営方法

公益財団法人倉敷市文化振興財団と出店者との間で、ラウンジ（喫茶施設）の運營業務委託契約を締結します。

6 委託契約期間

令和4年10月1日から令和6年3月31日まで。

7 出店条件

(1) 営業開始日

令和4年10月1日(土)～11月1日(火)の期間内において開業して下さい。

(2) 営業日時及び休業日

① 営業日

マービーふれあいセンターの開館日を基本とし、前月の25日までに翌月分の営業日をマービーふれあいセンターに届け出ることとします。

② 営業時間

マービーふれあいセンターの開館時間内とし、営業時間をマービーふれあいセンターへ届け出ることとします。

③ 休業日

ア 毎週水曜日(水曜日が祝日・振替休日の場合はその翌平日)

イ 年末年始(12月29日～1月3日)

ウ 施設の運営上やむを得ない状況が発生し、マービーふれあいセンターより特別要請があった場合は休業となる場合があります。

※臨時休業する場合や、営業時間を変更する場合は、事前にマービーふれあいセンターへ報告することとします。

(3) 使用料

毎月、飲食の合計売上額(税込)の10%とします。

(4) 出店者の負担費用

- ① 一般廃棄物・産業廃棄物の処理費用
- ② 各種消耗品費
- ③ 出店者の過失により設備・備品等を破損・損壊した場合の修繕費用

(5) 営業条件

- ① 営業種目は喫茶とします。
- ② 公共の文化施設であることを念頭に、店名及びメニュー、店内装飾、制服等を構成してください。
- ③ ラウンジ施設外における広報活動、店名表示看板及びメニュースタンドの設置は、以下の条件のもとマービーふれあいセンターの許可を得た後に実施することができます。
ア マービーふれあいセンターの業務を妨げないこと。
イ 施設利用者通行の妨げとならないこと。
ウ 公共の文化施設としての景観を損なわないこと。
- ④ 現在ラウンジ内に備品として設置してある厨房機器や椅子・テーブル等についてはラウンジ内において自由に使用してください。ただし、出店者の営業内容に併せた新規購入、設置はしませんので、必要であれば出店者側において準備してください。
- ⑤ ラウンジ内（客席フロア・厨房・倉庫）の清掃は、出店者で行ってください。
- ⑥ 売上金・商品等の管理については全て出店者で行うこととし、マービーふれあいセンターでは一切の責任を負いません。
- ⑦ 施設を目的外に使用、転貸しはしないでください。
- ⑧ 施設について修繕・模様替えを行うときは、事前に文書にて指定管理者（公益財団法人倉敷市文化振興財団）の承諾を得てください。

(6) その他

- ① 公益財団法人倉敷市文化振興財団及びマービーふれあいセンターの主催するイベント、会議等に協力してください。
- ② マービーふれあいセンターの実施する設備関係等の保守点検作業に協力してください。
- ③ 防火管理及び衛生管理には、特に注意してください。
- ④ マービーふれあいセンターが実施する消防・避難訓練等には参加してください。（年2回程度）

8 応募資格

個人・法人ともに応募することができます。ただし、飲食店経営のノウハウを有し、マービーふれあいセンターの運営に協力できる方で、以下の全てに該当する方に限ります。

- (1) 倉敷市内に住所または本店（本社）等があること。
- (2) 事業税等の諸課税を滞納していないこと。
- (3) 飲食店営業に必要な許可を取得できていること。

- (4) 食品衛生法及び、他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (5) 事業主、従業員はもとより、取引先を含め関係者が「反社会的勢力」に該当しないこと。
- (6) 「反社会的勢力」の運営維持に協力・関与しておらず、また「反社会的勢力」と社会的に非難されるような交友関係にないこと。

9 申し込み方法

指定期間内に下記書類をご提出ください。

- (1) 提出期間：令和4年8月8日(月)から令和4年8月22日(月)午後5時まで
提出書類：下記提出書類①「マービーふれあいセンターラウンジテナント出店申込書」を提出（持参または郵送）
- (2) 提出期限：令和4年9月1日(木)午後5時まで
提出書類：下記提出書類②～⑦を提出（持参または郵送）
- (3) 提出書類

- ① マービーふれあいセンターラウンジテナント出店申込書（様式1）・・・・・・・・ 1部
- ② 出店計画書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 会社概要書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ④ 提案書（A4判8ページ以内、書式自由）・・・原本（クリップ留め） 1部
写し（左肩ホッチキス留め） 4部

留意事項

- ア ラウンジ（喫茶施設）の概要（厨房機器の一覧・テーブル等の配置イメージ図含む）
- イ その他特記事項（店舗としての特徴的なことなど）

- ⑤ 定款または寄付行為（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑥ 法人登記簿（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑦ 過去2年間の国税及び、地方税の納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(4) 提出先

〒710-0046 倉敷市中央1丁目18番1号 公益財団法人倉敷市文化振興財団

10 出店応募者説明会 ※説明会の出席は任意で、提案書提出の必須条件ではありません。

- (1) 日時 令和4年8月25日(木) 午前10時
- (2) 会場 倉敷市真備町箭田40番地1 マービーふれあいセンター 2F研修室

11 選定方法

書類審査・評価及び出店者の選定は、「マービーふれあいセンターラウンジ出店者選定委員会」が厳正に審査の上行います。

12 選定結果の通知

9月9日(金)までに、選定された出店者には「選定通知書」によりその旨を、選定されなかった者には「非選定通知書」によりその旨を通知します。

13 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とみなし、申請を却下します。

- (1) 申請者が、選定委員会委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 申請者に、書類の提出から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為があったことが判明した場合。
- (3) 申請者に、審査の公平さに影響を与える行為があったことが判明した場合。

14 その他

- (1) 申し込みに係る費用は、全て申請者の負担とします。
- (2) 申し込みをされるにあたり、ラウンジ（店舗）見学を希望される場合は、マービーふれあいセンター（TEL086-698-9111）へ連絡のうえお越し下さい。

【問い合わせ先】

◆申し込みについて

公益財団法人倉敷市文化振興財団

〒710-0046 倉敷市中央1丁目18番1号 倉敷市芸文館内

TEL(086)434-0505 FAX(086)434-6088

担当者 / 伊藤

◆施設・設備について

マービーふれあいセンター

〒710-1301 倉敷市真備町箭田40-1

TEL(086)698-9111 FAX(086)698-3138

担当者 / 小野、田中